

令和2年(2020年)11月30日

衆議院議員の皆様

衆議院法務委員長 義家弘介様

与党筆頭幹事 稲田朋美 様

野党筆頭理事 階 猛 様

代理出産を問い直す会

連絡先: yyanagi@mail.dendai.ac.jp

「生殖補助医療の提供等及びこれにより出生した子の親子関係に関する

民法の特例に関する法律」についての要望

1. 女性の商業化を追認・促進する本法案は破棄又は否決されるべきである。
 2. 提供卵子を用いた生殖技術の問題を調査し、規制法を設けるべきである。
- この特例法案の成立により、一般社会では、卵子提供が本邦でも法的・社会的に容認されたものとみなされる。
 - しかし、卵子提供(および代理出産)における卵子提供者・懐胎者・生まれてくる児の被る医学的リスクは、本法案の提出過程で、まったくといっていいほど検証されていない。
 - 現状の生殖補助医療は、女性の商業化という構造的な問題点を孕んでいる。そのような中、なんら規制もないまま親子関係を先に保障すれば、卵子提供・代理出産の商業化が進む。
 - 商業化の進行と同時に、健康被害を含め、女性身体の搾取・収奪は深刻化する。

【付記】

一部メディアや国会議員は、生殖補助医療に関する立法が、ようやく野田聖子議員らによって果たされたと論じているが、それは事実誤認である。

2003年、厚生科学審議会生殖補助医療部会は報告書を発表、この報告書に基づいた精子・卵子・胚の提供等に関わる法案が、第159回国会に提出される予定であった。しかし野田聖子議員が、この法案に強く反対し、提出を見送らせ、現在に至る法律の不在を生み出したのである。その経緯は『産婦人科の世界』2005年10月号等で、野田聖子議員が自ら論じている。

今回、野田聖子議員らにより提出された法案は、上記報告書を含め、長期に亘り積み上げられた議論や提言を敢えて無視する形で作成されている。それゆえ生殖技術の現場や当事者の抱える問題を組み込まないというえ、法文として曖昧な部分を多く残し、不十分な法律に留まっている。

① 卵子提供がもたらす健康被害について

● 卵子提供者の健康被害

卵子提供では、健康な女性に大量のホルモン剤が投与される。世界に先駆けて生殖医療の整った米国であっても、卵子提供により、本来であれば子を産めたはずの若い女性が不妊になったり、ガンにかかった例が報告されている。死亡例も存在する。

● 母体と生まれる児が被る健康被害

提供された卵子（ドナー卵子）で妊娠出産する女性は、自己卵子で妊娠する場合より、極めて重い医学的リスクに晒されることが、医学論文により確認されている。そのうち重い妊娠合併症、産後の大量出血、それに伴う子宮摘出は、日本でも既に報告されている。また近年では、児も内臓障害や脳発達障害のリスクを抱える可能性が指摘されている。

② 生殖技術における女性の身体の商品化・女性の収奪について

● 親子関係の保障による商品化の促進

米国・カリフォルニア州では種々の規制法の成立を待たず、判例により親子関係が保障された。その結果、依頼者は不安なく卵子提供や代理出産を実施できるようになり、米国は世界一の生殖ビジネス市場となった。日本も同様の事態が想定される。

● 弱い立場にある女性の収奪

これまで、すでに日本の若い女性が、インターネット広告に応じ、米国やタイに渡航して卵子を提供（売買）してきた。本法案の成立により卵子提供が国内でも容認されたとみなされれば、経済力のない若い女性が卵子提供の圧力に晒されるのは、昨今の不況下における少女売春（いわゆる「パパ活」「援助交際」）の流行を鑑みれば容易に推測できる。

● 無償の卵子提供による収奪の拡大

無償・完全なボランティアでも卵子提供者・懐胎者・生まれてくる児の健康被害リスクは変わらない。さらに家族間の無償の卵子提供では、家族・親族からの圧力で、望まぬ卵子提供を行わざるを得なくなることが懸念される。とりわけ未だ女性の社会的地位の低い日本では、若い女性が親族からの圧力により、身体を提供せざるを得なくなる危険に晒される事態が予想される。

以上

代理出産を問い直す会（代表：柳原良江）は2008年に東京大学大学院人文社会系研究科グローバルCOEプログラム「死生学の展開と組織化」（現死生学・応用倫理センター）の若手研究員3名により設立された。人文社会学・生命倫理学の観点から、代理出産を中心に、第三者の関わる生殖技術の問題を研究している。<http://nosurrogacy.lib.i.dendai.ac.jp/jp/>